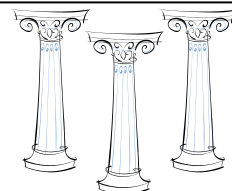


介護報酬改定の動向と消費税増税延期の影響

11月18日安倍晋三首相は、来年10月に予定していた消費税率10%への引き上げを17年4月末まで1年半延期することを表明しました。

来年は介護報酬改定の年になりますが、消費税率の引き上げによる財源が確保できなくなったことにより少なからず報酬改定の議論に影響を与えそうです。今回のトピックスでは現在発信されている介護報酬改定の動向をお伝えします。

介護報酬改定における3本の柱



I. 介護職員の賃上げ（処遇改善加算の見直し）

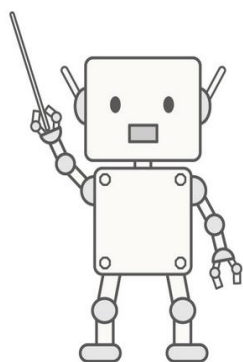
現行の介護職員処遇改善加算を維持しつつ、出産・子育ての支援に取り組む事業者に限って増額する。賃上げの原資はまず事業者支給し、適切に職員に配分されるよう制度を改める。当初は介護職員の賃金を月平均1万円程度上げる考えだったが、増税延期で賃上げ幅が縮まる可能性もあることに注意が必要。

II. 賃上げ以外の費用は極力抑制する

抑制の対象として、利益率の高い特別養護老人ホームや通所介護の報酬が大きく改訂される。利益率は特養が8.7%、通所介護が10.6%と依然として高い利益率になっていることが厚労省の調査によって明らかになっている。基本報酬を引き下げ、高すぎる利益率を是正することが狙い。

III. 利用者個人の自己負担の引き上げ

介護サービスにおける自己負担額は1割となっているが、所得に応じてこれを2割まで引き上げる。特別養護老人ホームにおける多床室においても月1万5千円程度の自己負担を求める方針。



介護サービスを利用する高齢者の増加により、介護費用の総額は今後も増える見通しとなっています。財務相は厚労省に介護報酬の単価を平均6%引き下げよう求めています。増税延期によってもう一段の単価抑制が必要との指摘もされています。報酬改定の具体的な数値が決定されるのはもう少し先のことですが、このような情報が発信されているということは、介護事業所に対するなんらかのメッセージかもしれません。今後は特に最新の情報収集は常に意識しておいていただきたいと思います。

(介護給付費分科会 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>)